

嘱託社員

要点簡単まとめ

-スライド形式で分かりやすく

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報は資料等をご確認ください。

嘱託社員 要点簡単まとめ

嘱託社員とは

嘱託社員とは、有期雇用契約を結んだ非正規社員です。法律上の定義はなく、定年退職後の再雇用や特定業務の期間限定雇用などを指します。

雇用形態

嘱託社員は有期契約（正社員は無期契約）で、契約満了時に雇止め可能です。通算5年を超えると労基法18条により無期転換権が発生します。

労働条件

賃金は正社員より低めですが、同一労働同一賃金の原則により不合理な待遇差は禁止されています。労働時間は短めで福利厚生も限定されますが、嘱託社員にも有給休暇（労基法39条）など基本的権利が付与されます。

社会保険の適用

嘱託社員は以下の条件を満たすことで、健康保険・厚生年金に加入できます。

① 70歳未満（厚生年金）または75歳未満（健康保険）である

② 1日又は1週間の労働時間または1ヶ月の労働日数が正社員の3/4以上である

雇用保険は週20時間以上かつ31日以上の雇用見込みがある場合、全労働者が対象となります。

無期転換ルールの適用

嘱託社員は無期転換ルールの適用対象ですが、定年後の再雇用での嘱託社員には適用されないという特例があります。